

# 市の組織機構が変わります

☎ 行政管理課行政改革担当 ☎23-2210

市では、令和8年度の事業推進や財源確保を図るため、4月1日(水)から組織機構の一部を改編します。

主に、合併20周年関連事業の実施やふるさと納税の強化、流域治水の推進を強化する内容となっています。

※太字・下線表記が新設、変更する部署です。総務部、民生部、産業経済部、上下水道部および各総合支所については変更ありません。



市民協働推進部		
場所	課および担当名	電話番号
本庁舎3階南側	<b>政策課</b> 政策企画担当、地方創生担当、 <u>20周年事業担当</u> <u>ふるさと納税推進室</u>	☎23-2129
	<b>行政管理課</b> 行政改革担当、小学校跡地利用調整担当 <u>公共施設等総合管理推進室</u>	☎23-2210
	<b>まちづくり推進課</b> 地域自治・NPO担当、公共交通担当、 <u>移住担当</u> 、陸羽東線利活用推進室 多様性社会推進室 おおさき日本語学校	☎23-5069 ☎23-2103 ☎23-2245

- ▶ 政策課に20周年事業担当およびふるさと納税推進室を新設
- ▶ 行政管理課に公共施設等総合管理推進室を新設
- ▶ 政策課の移住推進業務と環境保全課の空き家バンク業務をまちづくり推進課に移管し、移住担当を新設

建設部		
場所	課および担当名	電話番号
東庁舎3階	<b>建設課</b> 道路建設担当 道路維持担当 管理担当 用地担当	☎23-2435 ☎23-8015 ☎23-8016 ☎23-2241
	<b>流域治水課</b> <u>事業推進担当</u> 、 <u>施設整備担当</u> 、 <u>維持管理担当</u>	☎23-2242

- ▶ 建設課の用地対策室を廃止し、同課に用地担当を新設
- ▶ 都市計画課の流域治水推進室および建設課の河川・冠水対策室を廃止し、流域治水課を新設

教育部		
場所	課および担当名	電話番号
本庁舎3階南側	<b>生涯学習課</b> 総務担当、事業担当 <u>学校部活動地域展開推進室</u> 公民館地域運営推進室 各地区公民館、各生涯学習施設	☎23-2213

- ▶ 生涯学習課の学校部活動地域移行推進室の名称を学校部活動地域展開推進室に改称

4月1日(水)から  
スタート

# こども誰でも通園制度 が始まります

☎ 子育て支援課子ども保育担当 ☎23-6040

4月1日(水)から「こども誰でも通園制度」が始まります。

自宅で子育てをしている世帯が保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで保育施設を利用できる制度です。家庭ではできない体験や、保育士への育児相談、短時間の預かりなどができ、これまでよりも気軽に保育施設を利用できます。



家ではできない  
いろいろな体験



保育施設の先生に  
育児の相談



友達づくり

## 対象となる子ども

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園を利用していない生後6カ月～満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)の乳幼児

## 利用料金

基本1時間当たり300円  
※昼食、おやつ代は別途発生します。  
※住民税非課税世帯は減免制度があります。

## 利用時間

1カ月当たり10時間まで  
(1時間単位で利用可能)



## 実施施設

施設名	住所	電話番号
古川みなみ保育園	古川穂波3-4-38	☎21-2750
古川西保育所	古川諏訪3-3-10	☎22-0983
ケヤキッズとおかまち保育園	古川十日町3-19	☎25-4213

※施設によって、利用できる年齢や時間帯が異なります。

## 利用までのおおまかな流れ

👉 詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

### ①市へ利用認定を申請

市公式LINEまたは子育て支援課(市役所本庁舎2階北側)もしくは各総合支所市民福祉課窓口で利用認定を申請します。申請後、事前面談や利用予約に必要なIDが発行されます(後日郵送)。



### ②事前面談

希望する施設で子どもと一緒に事前面談を行います。施設の職員が子どもの様子やアレルギー有無などについて聞き取ります。

### ③利用予約

面談が終わり次第、利用予約が可能となり、施設を利用できるようになります。